

農業農村整備事業の情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県農政部が所管する農業農村整備事業において、情報共有システムの活用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 受発注者の業務の効率化及び目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進する。

(対象)

第3条 農政部が所管する農業農村整備事業において、「土地改良工事積算基準」により積算を行った設計金額が10,000千円以上の工事及び業務とする。

2 対象工事及び業務であってもインターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由が認められる場合に限り、受発注者協議の上、対象外とすることができる。

3 対象外の工事及び業務であっても、受注者の希望により対象とすることができる。

(情報共有システム)

第4条 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定められたもので、ASP方式等とする。

2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定するものとする。

なお、発注者は、同一工区内で複数工事間又は、関連する業務間の情報共有が必要等の合理的な理由がある場合以外では、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げないこと。

(システムに要する費用)

第5条 情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）は、工事においては共通仮設費の率に含み、業務においては諸経費に含まれている。

2 第3条の3の場合で、「土地改良工事積算基準」により積算されたもの以外であっても別途計上は行わない。

(システム利用者等)

第6条 発注者のシステム利用者は、監督職員又は調査職員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長等を含めるものとする。

2 受注者のシステム利用者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）、管理技術者、照査技術者に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

(その他)

第7条 この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者協議の上、決定するものとする。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年1月1日から施行する。